

鳥羽市行政常任委員会会議録

令和7年12月22日

○出席委員（11名）

委員長	濱口正久	副委員長	山本欽久
委員	倉田正義	委員	五十嵐ちひろ
委員	世古雅人	委員	南川則之
委員	戸上健	委員	木下順一
委員	坂倉広子	委員	尾崎幹
委員	世古安秀		
議長	河村孝		

○欠席委員（1名）

委員 瀬崎伸一

○出席説明者

・勢力総務課長、宮本補佐、栗原補佐、三浦係長、永島係長

○職務のために出席した事務局職員

議事総務係 岡村なぎさ  
書記

(午前10時41分 再開)

○濱口正久委員長 皆さん、本会議に引き続きお疲れさまです。

ただいまから行政常任委員会を再開いたします。

瀬崎伸一委員より欠席する旨の連絡がありましたので、ご承知おきください。

当委員会に付託されました案件は、議案第64号、鳥羽市分課組織条例の一部改正について、議案第65号、鳥羽市職員給与条例の一部改正について、議案第66号、鳥羽市職員の通勤手当支給に関する条例の一部改正についての議案3件であります。

審査に入る前に委員の皆様申し上げます。本日の案件につきましては、一括して説明を受け、その後、議案ごとに質疑を行いますので、ご承知おきください。

それでは、これより付託議案の審査に入ります。

議案第64号、鳥羽市分課組織条例の一部改正について、案第65号、鳥羽市職員給与条例の一部改正について、議案第66号、鳥羽市職員の通勤手当支給に関する条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。  
総務課長。

○勢力総務課長 総務課、勢力です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案のほう、3本一揃えということで、三つの条例をまとめて説明させていただきます。

それでは、議案書のほうは1ページをご覧ください。

また、資料のほうも提出はさせていただいております。全ての条例について提出をしております。新旧対照表は1ページのほうになりますので、併せて、説明の途中でまた入れさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第64号、鳥羽市分課組織条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、効率的な業務執行を図り、施策を着実に推進する体制を整備するため組織を見直したく、本提案とするものでございます。

先に今回の概要を説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

組織改正の背景と目的についてなんですが、本市の現在は、人口減少や高齢化の進展、厳しい財政状況、そして職員数の縮小といった複合的な課題に直面しているところでございます。こうした状況下で、行政運営の実効性を高め、市民サービスの質を維持し、さらに向上させていくため、組織体制の見直しが必要であると判断したところでございます。

市長については、新市長が4月に就任されて以来、人口減少と職員数の減少による硬直した組織の見直し、そして次世代職員が力を発揮できる環境づくりを進めるよう方針が示されたところでございます。

主な目的といたしましては、市民の利便性の向上、効率的な業務運営、職員の負担軽減とモチベーション向上といったところを主にして検討したところでございます。

内容の説明をさせていただきますが、資料のほうをご覧ください。資料の一つ目です。7ページまでございますが、1ページ目についてです。

組織機構再編(案)としまして市長部局のほうで、左側が現在、右側が改正された場合の体制でございます。

上のほうに課、係、室を書いてございますが、今回の改正では、12課から14課という形で二つの課が増となります。室と係については一緒と考えさせていただいて、4室34係、合計38から3室35係ということで、変わらないという状況でさせていただいております。

改正分も含めてですが、今回、企画財政課を三つに分けるような形にはなりません。こちらのほうについては、黄色で塗らせていただくと企画財政課から地域創生課、財政課、政策秘書課というところが条例の改正で上がってくるところでございます。

右側の係については規則の改正になりますので、改めてまた内容を説明させていただきます。同じく下の定期船課のところでも名称が変わっておりますので、こちらは今回の条例には入らないですが、規則の改正のほうでまた説明させていただきます。

2ページのほうをご覧ください。

左側3分の1が今回の条例改正に伴う部分で、課名及び事務分掌の改正でございます。右側3分の2ほどが係名及び所掌事務の改正、鳥羽市役所処務規則の改正で、併せて行う部分でございます。

内容ですが、まず地域創生課でございます。これは、現在の企画財政課の所掌と名称を変えておりますので、企画財政課から地域創生課という名称に変更、また中身ですが、所掌のほうですが、「市政の総合的な企画に関すること」は、今まで企画のほうでは「及び調整」というのが入っていましたが、そちらのほうはまた後ほど説明させていただきますが、政策秘書課のほうに移る部分で改正となっております。

また、下から二つ目の「デジタル施策及び情報施策に関すること」の中では、今回、DXのほうに情報の関係も入りますことから、こちらの改正もしておるところでございます。

処務規則のほうもここで、条例の改正では上がってこないところですが、併せて説明させていただきます。

まず、戦略推進係ですが、こちらは現在の企画経営室の部分の名前を変えて、中身の所掌も変わったところになります。

黄色で塗ったところを主に説明させていただきますと、上から二つ目の「まち・ひと・しごと創生法に関すること」につきましては、ふるさと納税の企業版に係る部分です。今までふるさと納税という所掌がどこにも明記されてございませんでしたので、今回、こちらのほうでさせていただきます。

また、その下の黄色い部分で「特命事項及び重要施策に関すること」については、今まではこれと「調査・研究に関すること」という所掌になっておりましたが、「調査・研究に関すること」が新たに設置される政策秘書課に分掌されることから、こちらでは政策秘書課の所管に属するものを除くところで、特命事項、重要施策に関することの所掌をする形になります。

次に、真ん中の地域連携係ですが、これが現在の移住・定住係と、下の二つですね、「地域振興の企画及び調整に関すること」、「離島振興に関すること」は、企画経営室にあったところの所掌を、こちらの係で事務をするという形になります。

三つ目のDX推進係は名称は変わっておりませんが、黄色で塗らせていただいている部分で、これは総務課の広報情報係の情報に関する部分の所掌をこちらに異動してくるという形になっております。

続きまして、3ページをご覧ください。

3ページについては財政課ですが、今回、これは新規という形になりますので、事務分掌についてはこのま

ま新規で上がってきます。「財政に関すること」、これは企画財政課にあった部分、また、総務課の契約管財係にありました「公有財産の管理、取得及び処分に関すること」、「工事等請負契約に関すること」、これに関しては新規で上がる形になりますが、既存の所掌事務がこちらのほうに移ったという形になります。

同じく処務規則のほうですが、財務係、契約管財係ともに、今現在ある企画財政課の部分と総務課にある部分がそのまま所掌事務となりますが、今回新たに課が設置されることから、契約管財係の一番下にある「課の庶務に関すること」、課の中にはこの庶務に関することが加わりますので、これは契約管財係のほうで新規で上げさせていただいております。

続いて、4ページ目、政策秘書課でございます。こちらについても新規ですので、事務分掌についてもまた新規で上がってくる形になります。

一つ目の「政策総合調整に関すること」につきましては、先ほど地域創生課でも少し触れましたが、市政の総合的な企画及び調整に関することの企画の中の分掌から、「政策の総合調整に関すること」という形で明記させていただいております。秘書と広報に関しても、これは総務課の秘書係と広報情報係にあった広報の部分という形で、こちらで新規で上げさせていただいております。

処務規則のほうですが、政策調整係、これは企画経営室のほうにございました部分の事業が黄色い部分でございます。なお、庁議のほうでは、今まで「政策会議」としか明記していなかった部分を「及び政策経営会議」と明確化させていただいております。こちらについても先ほどの財政課と一緒に、課の庶務についてはこちらのほうに置かせていただいております。

秘書広報係については、現在、総務課にある秘書係と広報情報係の広報の部分について係を統合させていただいて、所掌事務の中身については、現在の所掌事務と変わっておりません。

続きまして、総務課です。

総務課については、先ほどの地域創生課、財政課、政策秘書課に移った部分の所掌等を皆削除させていただいておりますので、ここでは黄色い部分はございませんが、今の所掌・分掌事務を削除させていただいた改正を上げさせていただいております。

続きまして、6ページの観光商工課については、商工労政係のほうの黄色い部分で、ふるさと納税についてこちらに明記させていただきました。これは規則のほうになりますので、今回の条例改正には上がってございませんが、処務規則の中で「ふるさと納税に関すること」、先ほどの地域創生課のほうでは企業版という形になりますが、こちらは個人版を所掌するような形で、「ふるさと納税に関すること」と明記させていただいております。

最後になりますが、定期船課です。定期船課についても条例の改正はございませんが、処務規則のほうで変更がございます。

まず、名称が変わってございます。管理係が今回の公共交通係という形になりまして、現在の企画財政課のほうから「公共交通の企画及び調整に関すること」という所掌事務のほうを規則で改正させていただく予定でございます。

また、運航業務係を、今回、定期船係と名称を変更させていただきます。こちらについては、現在管理係にある「定期航路事業の管理に関すること」をこちらの定期船係のほうに処務を異動させるという形で、変更箇

所として明記させていただいております。

また、今回の改正で企画財政課が地域創生課というふうに名称が変わることから、新旧対照表の4ページからご覧ください。附則で改正するわけなんです、四つの条例で改正をお願いするものです。

庶務の関係ですね。審議会、委員会等の庶務を行っている課が今現在企画財政課となっておりますので、それが、今回、地方創生課に変わる一部改正となっております。名称としましては、鳥羽市総合計画審議会条例、また鳥羽市行政改革推進委員会条例、6ページになりまして、鳥羽市産業振興審議会条例、7ページの鳥羽市国土利用計画審議会条例、この四つの条例についても、附則において名称が変わったことから、一部改正を上げさせていただいております。

以上が第64号の部分でございます。

続きまして、議案第65号、鳥羽市職員給与条例の一部改正についてでございます。

議案書のほうは4ページ、新旧対照表のほうは8ページからになります。また、資料のほうは、右肩に書いておりますが、2番となっております。

今回提出しました理由といたしましては、人事院勧告に基づき、本市職員の給料、初任給調整手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当を引き上げる改正を行いたく、本提案とするものでございます。

資料でご説明させていただきたいと思いますので、資料のほうの2、こちらは1ページ、2ページとなっておりますので、1ページのほうをご覧ください。

まず初めに、初任給調整手当の月額引上げでございます。これは第18条第1項関係になりますが、現在の月額より1,000円引き上げる41万7,600円に改正するものでございます。

続きまして、宿日直手当については、第37条第1項関係になりますが、改正前より引上げ額300円、1回当たりですね、これで改正後、4,700円となるものでございます。

続いて、本市職員の給料の部分におきまして、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、その他の職員も対象とした行政職給料表及び医療職給料表を引き上げる改定となっており、平均の改定率は3%となっております。

初任給の引上げ額は、表の一番下、左側の引上げ額となっております。高校卒については、1万2,300円増額の改正後20万300円、短大卒については、1万2,100円引上げ額の改正以後21万6,500円、大学卒については、1万2,000円増額の改正後23万2,000円という増額になって、昨年に引き続き1万円強の増額という形になっております。

これは、後ほどもまた説明が重なりますけれども、令和7年4月1日に遡及する適用分でございます。

続きまして、令和7年12月1日適用分として、右側をご覧ください。こちらは、期末手当及び勤勉手当の支給月数の引上げでございます。条文としては、第43条第2項及び第3項、第44条第2項に係る部分でございます。平均支給月数は、現在の4.6月から0.05月引上げ月数の4.65に改正するものでございます。

網かけになっている部分に変更になる箇所ですので、そちらを説明させていただきますと、上段のほうですが、12月支給分のところを見ていただきますと、期末手当、現在1.25月を、先ほどの0.05を期末手当と勤勉手当の二つに均等に分けておりますので、こちらを0.025月分増額の改正後は1.275、勤勉手当を1.05から1.075、こちらで0.05月分の増額となっております。合計としましては4.6から

4.65となっております。

定年前のほうについても引上げ月数は増額となっておりますので、次の2ページをご覧ください。

こちらについては令和8年4月1日施行分となりますが、先ほどの0.05月分を6月分との平準化を図ることですので、0.025上げたところはその半分の0.0125という形で月数を減らして、その分を6月に持っていくような改正になっています。中身としては、6月分でご説明させていただきますと、今現在、期末手当が1.25のところを1.2625、0.0125の増、あと勤勉手当のほうを1.05から1.0625、合計で2.325ということで、ここで0.125の増となっております。

12月分につきましては、改正前というのは、今回の12月1日に適用した場合の改正前となっておりますが、1.275を先ほどの0.0125、6月に振った分を減額しまして1.2625、勤勉手当のほうを1.075から1.0625、合わせて2.325で、全ての改正後の合計が4.65という形で、12月1日適用分と同額となっております。

短期時間勤務職員については、同じような改正とさせていただきます。

第65号については以上となっております。

続きまして、議案第66号です。

議案書のほうは20ページをご覧ください。新旧対照表のほうは28ページになります。

それでは、議案第66号、鳥羽市職員の通勤手当支給に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、人事院勧告に基づき本市職員の通勤手当を見直したく、本提案とするものでございます。

こちら資料を提出させていただいておりますので、資料の3をご覧ください。

令和7年4月1日適用分となりますが、自動車等使用者に対する通勤手当の見直しとしまして、第1条第2項関係になります。

すみません、提出させていただいている資料の右側をご覧ください。

ここに関して、10キロ未満までは改正はございませんが、10キロ以上から、この上の段になりますが、60キロ以上の手当のところを改正をさせていただいております。10キロメートル以上15キロメートル未満で7,100円が7,300円、200円から、3段目の60キロメートル以上のところが今現在あるところなんです、3万1,600円から3万8,700円、こちらで7,100円、200円から7,100円の幅というのはこことなっております。

続きまして、令和8年4月1日施行分ですが、自動車等の使用者に対する通勤手当の見直しにつきまして、100キロメートル以上までを上限とする区分を改正させていただいております。

右の表の太枠の部分になりますが、65キロメートル以上から100キロメートル以上の区分、8区分に分けております。こちらのほうは令和8年4月1日からの施行となっております。

もう一つ改正の大きなのがありまして、自動車等使用者の駐車場等利用に対する手当の新設、これは第1条の第4項になりますが、1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当の新設を上げております。また、中身については規則での改正も見込んでおりますので、今現在5,000円を上限とするところで、本市については5,000円で検討しているところでございます。

説明としては以上となります。ご審議のほう、よろしく願いいたします。

○濱口正久委員長 担当課の説明は終わりました。

これより議案ごとに質疑を行います。

まず初めに、議案第64号についてご質疑はございませんか。

世古雅人委員。

○世古雅人委員 分課組織条例の一部改正についてですけれども、この改正案は、組織のスリム化が一部必要ということと思われます。だけど、途中退職や病気休暇などの職員が増え、職員数も減少しています。そういった状況の中で課を増やすことは、管理職、職員個々の業務負担が増えるのではないかという懸念があります。今、働きやすさが求められている中で、それに逆行している部分があるのかなと感じます。

そうした中、改正により、先ほどの説明の中でも重複する所掌事務もあるというところで、効率がどうなのかということも実際あるのかなと思います。私は、組織再編については反対ではなく、やるべきやなという考えも、そちらのほうは賛同するんですけれども、この改正については分課までで行うべきなのか、そういったところにすごく懸念があります。そして、職員にとってこの改正が有意義なのか、それを十分審議されたのかということ、今回ちょっと質問させていただきます。

この改正の作成経過についてですけれども、ワーキンググループで協議されたというふうに先日の説明でも伺いました。そうした中で、このメンバー構成、そして再編の重点、協議の期間、回数、それと企画財政や総務課、定期船課や観光商工課のヒアリングについてどういう意見があったか、この5点についてお聞きします。

○濱口正久委員長 総務課長。

○勢力総務課長 まず、期間というか、経緯だけ先に説明させていただきますと、まず5月に事務連絡で今回の組織機構の見直しについてを各課に発出し、提案をしていただきました。その後、今までですと、その提案内容によって担当課同士の協議をしながら組織改編を進めていった経緯もございましたが、今回は市長の思いもありまして、中堅どころの職員ということで、ワーキンググループを立ち上げて組織改正についての検討をしてほしいというところもありましたので、今回はそれを採用させていただいて、ワーキンググループの立ち上げを6月26日付でまず募集をかけました。そこで、今、世古委員も言われたメンバーですが、10名ほどいまして、一応中堅どころというところで募集もかけておりまして、係員1名、課長補佐2名、係長が7名、全10名でワーキングのほう、検討していただきました。

また、期間と回数ですが、最初の1回目8月8日から始まっておりまして、そちらから、最後の市長への報告が10月20日ございましたので、約2か月半ほどの検討をさせていただいております。その途中では4回ほどのワーキングを立ち上げ、それ以外には中間報告、第1回目のときは市長のほうからもワーキングに対する思いも聞かせていただいておりますが、各自検討も先ほどの期間やっておりますし、中間報告という形で、市長のほうにも、また9月の下旬頃には報告もさせていただいたところでございます。

各課のヒアリングですが、今回、中身については企画財政課と総務課に係る部分で、ワーキンググループのメンバーがそこにみえました。ただ、今、世古委員も言われていました観光商工課の部分と定期船課はワーキングのメンバーに入っておりませんでしたので、そちらについて、今回、処務が変わるところで説明をしております。その内容を課長会議で説明した折には、説明をしてほしかったという意見がございま

したので、改めてまた課長会議も含めて検討したところでございます。

○濱口正久委員長 世古雅人委員。

○世古雅人委員 こういう所掌事務が変わる中で、どういうふうな業務を改善していくか、効率よくしていくかというようところでヒアリングがされていない。本来、市長の思いでやられとるのかなと、今回の組織改正は。全体の事業の効率をよくするために福祉やいろんなところの関係の課を組織改正するのではなく、今回は市長の思いをすぐ実行できるような体制をつくっていくための改編なのかというのが、ヒアリングとかなく行われたこととか、実際に各課と事業の内訳まで精査せずに改正されているのかなというのが分かりました。

それで、今回のワーキングの4回の開催の中で意見が出てきた、その意見を基に今回の改正がされたのかどうか、その辺、ちょっと聞かせてください。

○濱口正久委員長 総務課長。

○勢力総務課長 基本的には、今回、ワーキングで上げていただいた内容がそのまま上がっている。これはなぜかという、当初、5月に組織改編について各課に意見を求めたところがありましたので、その内容についてを精査しています。ワーキングの中では、それ以外でも市民サービスに係る部分であったりとか、技術職の職員、教育委員会のところも含めて検討をさせていただいておりましたが、そこについては今回上げていないのは、先ほど市長も質疑で言うておりましたが、今後継続審議が必要だろうということでワーキングのほうのメンバーにも言うていただいて、また継続していく。特に市民サービスのところですね。そういうところもありました。

また、各課からの提案であった内容を主に精査しているんですが、そこでも本当に中身まで精査して案にするわけでもなく、こうした場合にどういうメリットがあるか、デメリットがあるかというところまで検討しながら、それについてできるという判断の中でまた説明もしていただきましたし、そこで市長もオーケーが出たというところですよ。

特に市長については、政策立案の部分ですね、そこについての重きであったりとか、それ以外のところの分課、ちょっと分課組織の分課ではないですけども、課を分けるというところも提案はございましたが、そこについても今後の審議という形で残っている部分がありますので、本当に必要最小限のところできるところを上げさせていただいたつもりでございますので、よろしくお願ひします。

○濱口正久委員長 世古雅人委員。

○世古雅人委員 ワーキングメンバーで話し合われて、それを基に改正したのかなと思われるんですけども、このワーキングメンバーがどこまで業務の中身を知り尽くしていたかなというのはちょっと疑問に思う点が1点あります。

そうした中で、意見を基にそれを受けて改正を作成するまでの経過というか、その後の主要な課長とか、どういう組織的なものでこの素案が出来上がったのかなという、そこをちょっとお聞きします。

○濱口正久委員長 総務課長。

○勢力総務課長 今回、10月20日に市長にワーキングのほうから報告して、最終、市長のほうもこれでいこうという形で出ました。その後、課長会議、これも庁議の一つだったんですが、課長会議のほうで、全課長が出ていますので、説明をさせていただいたときに、今、世古委員が言われたような説明をもらっていない課で

あったりとか、あと政策的なところの重複化というところで分かりにくいという意見もいただきましたので、その後、改めて中身の修正、課長会議の提案、その際には政策経営会議への必要性等も伺いました。

10月20日の段階で上がった内容からまた変わりましたので、11月中には今現在の中身にほぼ決まっております、それについての条例改正の改正文については、総務課の行政系のほうでそれに合うような改正を準備したところでございます。

以上です。

○濱口正久委員長 世古雅人委員。

○世古雅人委員 そうすると、もうワーキングの意見で課長会議とかでそれを諮って、一部の見直しを行ったというのが今回の改正案のやり方ですかね。

○濱口正久委員長 総務課長。

○勢力総務課長 ワーキングの意見というより、5月に提案させていただいた各課から提案があった内容を精査していただいた。それ以外に必要な部分についても、それだけに限らず検討もさせていただいた中で、最終、市長のところへ報告に行った際には一部の課長で聞いていただいて、内容に不備がないということで決定させていただいた。全てがワーキングが考えた意見というわけでもなくて、基本的には、今回上がる条例改正については、各課からの改正見直しの意見が出たところがほとんどですので、ワーキングということではないです。

以上です。

○濱口正久委員長 世古雅人委員。

○世古雅人委員 分かりました。ワーキングは、一応意見というか、話し合いをまとめるというような組織の中で行われた。

私が言いたいのは、そういった全体をまとめて素案をつくるというか、作成した組織的なというか、会議的なことはどのようにされたんですかね。

○濱口正久委員長 栗原課長補佐。

○栗原課長補佐 総務課行政係、課長補佐、栗原です。よろしくお願いします。

意見としてまとめていったところには、先ほど課長からも説明がありました各課から意見をいただいた中で、ワーキンググループの中で、例えば緊急性であるとか、あとは必要性であるとか、必要性に関しては、もちろん担当課から上がってきた意見ですので、ワーキングの中では慎重に議論を重ねることをしてきたんですが、ただ、市長からも令和8年4月1日に施行をしていきたいという思いが非常に強くあった中で、できることを、実現可能なところ、もちろん、先ほど課長からも話がありましたが、それ以外にもいろんな意見が出てきた中で、ただ、組織としてそれを改正することによってやっぱり現場の混乱というんですか、研修期間であるとか周知期間であるとか、そうしたところをもっと確保する必要があるというものに関しては、ここはちょっと見送ったほうがいいかなという案としてワーキングとしては取りまとめさせていただいたところです。

10月20日、そのワーキングとして取りまとめさせていただいた案を市長、副市長のほうに報告させていただきまして、そちらの中で、おおむねワーキングからの報告書の内容としては、組織改正の内容は分かったということで了承いただいたということです。その後課長会議に提出する案につきましては、また市長、副市長、あと総務課というところでいろいろ検討させていただいた結果、上げさせていただいた内容となります。

以上です。

○濱口正久委員長 世古雅人委員。

○世古雅人委員 私、今の経過とか、そういうことを聞いてる中、先ほどの答弁の中でも、市民に直接関連してくるようなところは先送りというか、先ほど私も言わせてもうたように、市長が政策を推し進められる改正をやっついこうというのが今回の改正の主なところなのかな。本来は全てについてやるべきですけども、時間があまりなかったんで、まずはそこからやったというのが今回の。

だけど、私は、この過程というか、協議があまりにもされていないのかなとか、もっと課長とか経験者の中でしっかりと、新しいこの提案された改正案は、本当に反対意見が多かったという中で、それを押し切ってきたところがあるのかなというがあるので、その辺だけがちょっと気になる部分です。

今回、組織改正というものは、執行部が業務を遂行しやすい、効率よく行っていくという改正ですので、我々議員としては本当に反対ということはなかなかないのかな、スムーズに改正案が通っていくというのが本来の姿やと思うんですけども、私も決して反対というわけじゃないんですけども、この過程とか仕事の進め方、それを私、危惧するところがあるので、今回こういうことを聞かせてもらいました。

以上です。よろしいです。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 世古委員の関連でちょっとお聞きします。

ワーキングをつくってやった経過というのはすごく分かりました。

最後のところの詰めで、今日の質疑にもあったんですけども、政策経営会議を開いて市長がいろいろ説明されて、いろんな議論もあったというんですけども、もう少し詳しく政策経営会議の状況というんですか、これは情報公開しても出てこないということですので、中身をちょっと確認できないんですけども、ここで内容についてももう少し、どういう意見があったとか、深堀りした意見を教えてください。

○濱口正久委員長 総務課長。

○勢力総務課長 今、政策経営会議の議事録については、企画財政課のほうで作成中ということで、まだ準備しているところでございます。

私は政策経営会議のほうに出席しておりましたので、そのときの内容で説明させていただきますと、市長が質疑で答弁したとおりのんですが、一番最初に課長会議で提案したときは、地域創生課、名称もちょっと変わりましたが、その中で、政策部門と実行する部門、そこがなかなか分かりにくい、調整できるのかという意見であったりとか、今回入っている部分が、課長級でいきますと総務課、私と、あと企画財政課と、今回該当した観光商工課、定期船課、この課長が入るような経営会議になります。あと消防長ですね、すみません、あと教育長。下から言ってごめんなさい。副市長、市長という形になります。すみません、ちょっと思い出した順番に言ったので。そのメンバーで政策経営会議のほうは開催しております。

先ほど言ったように、今現在の企画の部分に分けたときの重複化であったりとか、そういう意見がやっぱり一番多かったです。これは質疑の答弁のとおりです。あとは、今回所掌事務を持っていきました観光商工課の商工労政系のほうに持っていくふるさと納税の部分であったりとか、公共交通会議に係る定期船課のほうに処

務を持っていく部分、そこに関しては、先ほどもちょっと何度か申し訳なかったんですけども、説明がなかった点。あとは、業務が増えるんだから人員の確保ができるのかという点。また、ほかの課にも影響を及ぼさないのか、今回異動することによってほかの課の職員が減員になるのではないか、人が減るんじゃないのかという意味の減員を危惧されるような質問が多かったというところでございます。

回答としましては、総務課のほうで人事異動等をやっていく上で、職員の確保が前提にはなっておりますが、今回の改正に伴う職員の異動とかを減らして、今回新たに出たところへ持っていくとか、そういう改正はしないという方向では検討はしました。ただ、通常の人事異動に伴うものでございますので、全てがそのようになるかということの回答はさせていただいたところでございます。

以上です。

○濱口正久委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。

細かくちょっと中身まで確認できていないので、いつも私、情報公開して中身を確認してからいろんな自分の判断をさせていただくんですけども、12月1日の政策経営会議がまだ議事録もできていないというところで、今回、議会にも上げてきたということで、少し私も中身についてはどうかかなと思います。

それともう一つ、先ほど課長の説明もあったように、地域創生課と先ほど言った政策秘書課の中の政策的な立案というところで、今まで企画財政課に置いてあったところが政策のことについて重複するというところで、この所掌事務については、政策秘書課に関係ないところをやるというところで、市長の説明も、骨太の部分を地域創生課でやっていくんだということですけども、もう一度ちょっと、私もあんまり理解できないところがあるんですけども、どういうふうにして分けていく、政策的なこと分けていくのかということにちょっと疑問があるので、もうちょっと説明してほしいのと、政策的にもやっぱり事業はワンストップでやっていかないかと思います。それをしっかり考えた中で各課にしっかりと下ろして行って、直接短期間でやれる政策を実行していくというのが大事ですけども、こういった分割をして行って、なおかつ時間のかかる判断をして行って各課へ下ろしてくると、市長が今やりたいといういろんなことが、今日も質疑であったと思うんですけども、なかなか時間的にも遅れてくるのかなと思ひまして、その辺の政策秘書課と地域創生課の特命事項の役割分担というところをもう少し説明してください。

○濱口正久委員長 総務課長。

○勢力総務課長 先ほど、ごめんなさい、一つ漏れましたけれども、政策経営会議の中で、この政策秘書課をつくらずに、今回の地域創生課の中に、ほかの市町にもよくあります市長公室としてもいいんじゃないかという案もありました。それが、今、南川委員が言われた内容とつながるのかなというところもあります。市長の直接自分が考える政策をもう即下ろせる、これがスピーディーになるのかなというところも思っていますし、今回の例、ちょっとこれ、参考になるかどうか分かりませんが、今現在進めている鳥羽駅周辺プロジェクトなんか、これはもう今、実際動いていますので、この業務については、もう動くという形で重要施策に関することのほうに入る予定でございます。

今後、こういう事業を進めたいとしたときに、基本、企画のほうで今まで検討しながら、そのまま企画財政課のほうの業務の中にも加わっていたところを、政策秘書課、特に市長の判断で決められた中で、その実効性

が担当課、担当課に割り振られるという、明確化されるのではないかとということもあります。

今回、ちょっと質疑には出なかったですけども、政策集みたいなのを作って、それを作成する部署としてそのまま政策秘書課が作ることで、どういった事業が主にあるかというのがもう一目瞭然になって、そこについて国・県への要望もスムーズにいくという形も考えられているところで理解しております。

以上です。

○濱口正久委員長 南川委員。

○南川則之委員 総務課長の考え方というのは少し確認させてもらったんですけども、先ほど市長公室の話もあったんですけども、昔は、市長の秘書課には担当の課長級がおった時代もあったんです。それはなぜかという、今、市長がやろうとするようなことを各課にしっかりと投げかけるという役目と、同じ管理職ということでスムーズにやれるということで。現在は係長級を置いとるということで市長の説明もあったんですけども、そういったことがまずはよかったのかなと思いますし、特命の話の中でも、今言ったように、分割するとなかなか、誰がやるんやというところもあると思うんですね。それと、その人が、先ほどのいろんな話の中で、いなくなったときにどうするんやということもあります。

私、ちょっとこの前の全協でも市長が野球に例えて話をして、みんな面白いからええなという話をしとったんですけども、私は反対なんですわ、はっきり言うと。すばらしいキャッチャーをつかって、そのキャッチャーがサードゴロを取れるかという取れないとか、サードがうまくてもファーストがエラーしたら勝てないとかいう話があったんですけども、野球はそうじゃないです。サードゴロを打たれて、ショートゴロを打たれてファーストがエラーしても、キャッチャーは、そのエラーがあるかどうか分からないのでファーストのカバーに入るわけです。そうすると、そこでセーフになっても次の塁に進めないようにするとか、点が入らないようにするとかという役割があるんです。

それと同時に、1塁にランナーが出て2塁にランナーが出て、外野フライを打ったりとかヒットを打っても、サードへ行くときには必ず、9人目の野手であるピッチャーはぼけっとしていないんです。サードのカバーをしていって、しっかりとチームが成り立つように、勝利を目指すようにしとるわけです。その辺が本当のチームワークということで、それぞれのポジションですばらしいものをつくっても、その人がおらへんだったらなるんやということで、そうならんようにチームとして成り立つようなことをやっていくわけです。

市長がどういうところを目指すかということ、三重県一の市役所をつくるのか、全国で一番をつくるのか、あるいは世界で一番の市役所をつくるか分かりませんが、野球で例えると甲子園を目指すというところで、甲子園へ行ったのはここでいうと議長だけなんですわ。それぐらい本当に努力されて、僅かの確率ということ。

そういったことで、どこを目指すかということもあると思うんですけども、市長の考え方も一つかわからんですけども、課長からの声というんですか、やっぱりチームワークでやっていかんと市役所は成り立たへんというところは本当に必要なところやと思いますのでね。その辺はちょっと議論があったということですので、もう一度、各課の課長の反対というか、いろんな意見があったという中で、その辺の意見もあったというふうに市長は言うたんですけども、その辺をちょっと教えてください。

○濱口正久委員長 総務課長。

○**勢力総務課長** 改正に反対というわけではないんですけども、先ほど何度も言っていますけれども、地域創生課と政策秘書課の分掌がちょっと重複するんじゃないかというところの意見で、そこを明確化するように、1回目の課長会議から2回目については中身を変えながら、実際、当初ワーキングから出た案からは多少修正もさせていただきながらしたところでございます。

内容を処務の中で明確化するであったりとか、名称を変えるよとか、一番最初、実際言いますと、政策秘書課の中に今現在設けた政策調整係というところは、最初プロジェクト係という、課で検討はしたところなんです。プロジェクト係にしてしまうと、さっき言うたように、検討もして実行もするのかとか、そういうところがちょっと分かりにくかったというところで改めて改正をしたりとか、そういう意味合いでさせていただいて、2回目の課長会議では多少なりとも納得していただいたのかなど。その中で、やはり政策決定をちゃんと打ったところで議論してくれというところの中で、政策経営会議をまた改めて開催させていただいたというところでございます。

以上です。

○**濱口正久委員長** 南川委員。

○**南川則之委員** ありがとうございます。

政策経営会議でいろんな判断をしてということで、最終的には政策会議で承認を得ることなんですけれども、鳥羽市は、政策経営会議でもみんなの意見を集約して、そこでこういう方向でいこうやということで決定されと思うんですけども、ぜひそうなるように。

今日のちょっと質疑の市長の話を聞いたら、自分の意見をどんどん言うた中で、課長級、政策会議のメンバーも少ないですので、なかなかそこで議論というのは難しいかわからんですけども、一旦各課長もいろんな部署におった中で、うまく市が回ることが大事やと思いますので、その辺も含めて、今後もいろんなことが、多分こういう組織改編をしても、今どういうふうにやっていくかというところはまだまだ検討せないかんことがあると思うんですけども、市長が政策集を作りたいというのも分かるんですけども、なぜ政策秘書課なんやというところで、今度、政策秘書課の課長になった人は本当に弱と思うんですわ、そんな中で付き合いしとると。

企画の部署とか地域創生課の担当と一生懸命やろうやという意思決定の中でやれる課長であればいいんですけども、対立しとるような課長はないと思うんですけども、なかなか理解してくれへん課長がおると、それこそ政策が進まないということですので、もうちょっと、そういう組織改正はよろしいですけども、しっかりと今後も助け合いをしながら、しっかりと議論をしながらやってほしいなということと、今も本当に、私が見ると、それぞれの個人というか、各担当課でしっかりとやってくれとるもんで、なかなかそこへ手を出しに行く人ができひんという状態です。ですから、あの人がおらんとなかなか分かりづらいやわというような案件はいっぱいあるんですね。ですので、私もしっかりとやとるという認識があるんですけども、さらに特化してやってほしいという市長の思いがあるのかわかりませんが、ぜひチームでやってほしいなというところをもう一度再確認してほしいなと思います。

以上です。

○**濱口正久委員長** ほかにございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 市民の暮らしも市の産業構造も激変しとるのに、市役所の組織は十年一日のごとく旧態依然だと、大なたを振るえというのが市民の声です。先ほど本会議での質疑の市長の答弁で、今回の組織改編は第一弾だと、必要最小限の改編だということでした。第二弾、第三弾はどういうスケジュールになつとりますか。

○濱口正久委員長 総務課長。

○勢力総務課長 スケジュールは明確にはしていませんが、市長の現職中ということであれば3年目ですね。最後の年、市長選があるときには、なかなか組織改編というのは基本的にはしない。前市長のときにも組織改編をこの令和7年4月1日にするような提案もございましたが、市長選がある年でありましたので、今回は見送って令和8年から検討する方向であったところを、現市長においても、改めて今の内容のとおり組織改編の指示もございましたので、させていただきます。

途中説明もしましたが、市民サービスに係る部分であったりとか、専門部署の再編であったりとか、そういうところも議論させていただきましたが、そこについては、私の考え方になるかもわかりませんが、市長の4年目が始まるときには行わないといけないのかな。必要に応じて次の市長選のときにも、それが市のためになるのであれば、全然ありかなとは思いますが、令和10年4月1日の改正が基本になるのかなと思っています。

今回は令和8年4月ですけれども、早ければ令和9年4月、1年で改正する部分ももしかするとあるかもわかりませんが、今現在、そこが明確にあるというふうな内容ではございません。遅くとも、私の中では、10年4月1日には何かしらのまた改正は必要であるのではないかというふうには考えておるところでございます。

以上です。

○戸上 健委員 了解です。

○濱口正久委員長 よろしいですか。

○戸上 健委員 はい。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

坂倉委員。

○坂倉広子委員 ちょっと総務課長にお伺いしたいんですけれども、防災危機管理室がございまして、総務課の中なんですけれども。例えば国のほうで防災庁ができて、直でいろいろ見てくる課があると思うんですけれども、そういうところの話合いというのはなかったんでしょうか。

○濱口正久委員長 総務課長。

○勢力総務課長 最初の各課からの提案の中にはございませんでした。

ただ、今回、総務課のほうが大分縮小されておる中で、以前から議員の皆さんからも、防災の強化というところで特出しするとか、そういうことも議論は内々では、表立って会議を開いたわけではないですけれども、そういうところの議論はしたことはございますが、今回のワーキングの中でもそこまでの内容はございませんでしたし、今後、総務課の中に室としてございますが、これについても、人事異動の中でどういふ体制づくりをしていくかも含めて、そこで検討していきたいと思っております。

以上です。

○濱口正久委員長 坂倉委員。

○坂倉広子委員 中身を聞かせていただきました。

こういう中で、全協のときもちょっと説明はあったんですけども、私一つ、つくられるということには異論はありませんが、一番心配しているのは、今回の12月で中堅の職員さんが退職されたということをとっても心配しております。ここが私の懸念事項でありまして、その中で課を増やしてこの体制で果たしてできるかどうか。やってみなければ分からないとか質疑等でもお話はありましたけれども、私は、ここは懸念するところであります。

全体的な庁舎内の話合いというのがやはり大事、お仕事をさせていただく、市民サービスに対してもやっぱり人が、ずっと人材育成、スキルアップとは言われていた、委員会でいろいろ、私が議員になったときもそういう話はいっぱいありましたが、その中で、本当に今時代が変わろうとしているところというのは、やはり人との交流、コミュニケーション力というのはとても大事だと思っておりますので、そういうところというのがどういう立ち位置でいращやるのかなというのはちょっと全協で市長にお伺いしたかったですけども、そこはちょっと、その審議に入るわけには、事前審査になりますのでできなかったですけども、総務課長としてそういうところというのは、心配部分があるのは私の意見だけかもわかりませんが、お察しいただけるのかどうか、答弁いただけるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○濱口正久委員長 総務課長。

○勢力総務課長 南川委員のときには、ごめんなさい、政策経営会議のときの意見でしたので、課長会議の中であった意見なんですけど、今、坂倉委員が言われたように、1係2人しかいないところで、職員のどちらかがもし休んだりということも含めて、そういう提案もございました。

ただ、今までの組織改編・改正については、前回は令和5年の4月、3年ぶりに行ったわけなんですけど、どちらかというと行革路線というか、係を統合して、課を統合して職員数を減らすというような意味合いが強い行革路線の改正をしてきたところが実はあったかと思えます。令和5年の3月のときに商工の部分が今の農水のほうから観光に移るというような改正で、本当にもう最小限になっている状況かなというのは思いました。

今回でも、係は最低でも増やさないといいところも一応念頭に置いたところもワーキングであったというふうには聞いております。増やすことによって係長を増やさないといけないとか。課は今回2課増えたわけなんですけど、もともと企画のほうには2人の課長級がみえましたので、実際、政策秘書課の課長1名を増員しないといけないという形にはなってくるかと思えます。その際には、先ほどの防災も含めてですが、人事異動の中で課長級の配置であったりとか課長補佐の配置とか。

今後は、やはり言っていただいたように、係を統合するという意見もございましたので、そういうことでチームをつくって何人かの複数のメンバーでやることも、必要な課、係についてはまた検討していかないといけないのかなとは思っているところで、前回の改正の中で一部あったのは、課を統合しても係も課長も減らないような提案でしたので、実際は動いていないところがございましたが、そういうことも含めて今後検討しながら、人事異動の中で調整できればなのというのが今現在の状況でございます。

以上です。よろしかったですかね。

○濱口正久委員長 坂倉委員。

○坂倉広子委員 まだこの話は、委員長、議員間で討論させていただけるんですよね。

○濱口正久委員長 まだそこまでは。

○坂倉広子委員 そこまではいかないですか。分かりました。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

副委員長。

○山本欽久委員 一応、僕は、やっぱり育成というのが一番の近道かなというふうには思います。前も言わせていただきましたが。最終的には鳥羽市民の利になることじゃないとあかんのかなと思うと、やっぱり育成という部分は大事になってくるのかなと思った上で、今、スキルアップとか研修も含めて現状のままでいいのか、いや、もっと増やさないかんのか、その辺、ちょっと教えていただいてよろしいですか。

○濱口正久委員長 総務課長。

○勢力総務課長 副委員長が言われるように、スキルアップのためには研修等、どの研修をするかも含めて検討もしないといけないところもあるとは思いますが、することによって、スキルアップはまた今以上に上がる可能性はあるというふうには思っています。

ただ、事前に組織改正を見込んだスキルアップというのがどこまでできるかなというのがちょっと私の中ではまだ想像できないところで、大体異動されていった課、係の中で、そこに見合った研修をする。それを事前に、1年、2年前に研修をそこでさせるという意味合いのかなというようにちょっと前回の全協のときにも思ったわけなんですけれども、そこも含めて、そういう体制ができるのであればもちろんしていきたい。

ただ、ちょっとこれは前回の全協でも言わなかったんですけれども、今現在、職員がせっかくスキルアップをそこでしたのに、次の課へ異動することで懸念されて職員が辞める。鳥羽市がそうであるというわけではないんですが、そういう事象がほかでも出ているということは、ほかの先生方であったりとか、そういうところからも聞いております。

そうすると、5年、10年と長いスパンでその係でおることがスキルアップにもなってできるんじゃないかということも、実は南川委員であったりとか世古委員なんかはご存じだと思いますが、以前は3年で異動はするとか、長くとも5年、それでは先ほど言った専門の職員を育てられへんということで、10年異動させずにする職員もおってもいいんじゃないかということも、大分もう前ですけれども、あったんですが、実際、なかなか職員の希望も、そういう職員がなかなかみえなかったというところもあって実現しなかったというのは私の中で記憶しております。ただ、先ほど言ったように、今現在の若い職員であったりとか、そういう職員は専門性を重視していきたいということも聞いておりますので、そこも今後の検討として、その中でスキルアップもできるんじゃないかなというふうに思っています。

よろしいですかね。

○山本欽久委員 分かりました。

以上で終わります。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

木下委員。

○木下順一委員 この間の全協であるとか今日の質疑なんかも聞かせていただいて、組織図はちゃんとできたけれども、もう皆さん言うようにやっぱり人が大事やと。人員、人材、そこが基礎やと思っておりますので、今ずっと言うように、離職率であるとか人材育成であるとか、その他もろもろあるわけなんですけれども、その辺がしっかりしていないと、組織ばかりいじってもやっぱり長続きせんというか、その辺を懸念しておるんで、市長の組織再編する方向性とかいうのは我々も、私は、方向性は間違っていないと思うし、そうあるべきやとは思っておるんですけれども、やはり職員の皆さんが働きやすい環境というのが大事やと思っていますので、この後どうなるか分かりませんが、4月以降、混乱を来さんようなしっかりしたものを築き上げていただきたいと思っています。

意見だけです。

(「僕もほんなら意見を」の声あり)

○濱口正久委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 これ、変革のスイッチを入れるということで行われとると思います。ただ、やっぱり総務課として一番は、これから変わっていくということを望むのか。また、それが実行されたときに、負担の軽減はどういう形で検討しとるかを今後しっかりと詰めていかないかと思っています。

ただ、意見として、やっぱり今までは動いていないものが動き出したというのは確かやもんで、それが市民にとって財産を守ることになるとか、次のステップには動いとると思いますので、より一層職員に負担がかからんような流れの中でどうやっていくかというのは今後の課題やと思っています。

ただ、皆さんがいけるということでこれは提案されとると思いますので、それはしっかりと共有認識の下、職員の皆さんがやったのやぞという気持ちを持ってやっていただくことが望ましいかなと。やっぱり総務課長は人材に対しての責任があると思いますので、足りん部分を補給して、まあほやけどその補給の仕方がどうなっていくかというのは、もう僕らも見とるしかないもんで、精いっぱいやっていただくように、提案してもうた限りはやっぱり成果が、市民のためになったということになるようにお願いしときます。

以上です。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

ちょっと僕、聞きたいので、副委員長に進行を代わります。

(委員長交代)

○山本欽久副委員長 では、委員長を代わります。

委員長、どうぞ。

○濱口正久委員 ちょっとお尋ねさせてください。

今回、こういうふうな改正で、僕はもともと改正は、企画と財政は分けて前へ進めるべきやというのはあったんですけれども、今回に関して、ワーキングも含め、分課ありきでスタートしたのかということがまずあるんです。

というのも、今現在の状況でうまくいかない、なかなか政策が、市長が思うようなことが前へ進めないというところは、本来はもっと別のところにあるんじゃないかなと僕は思っていた派なので、できたら政策を前に進めるために、例えば部長制であったりとか参事級を置いて、きちんと話が下りるような形の検討というのは

なかったのでしょうか。

○山本欽久副委員長 総務課長。

○勢力総務課長 分課というのは、分けるという意味合いの分課でよろしいですね。

○濱口正久委員 はい。

○勢力総務課長 分課については、もともと政策秘書課が当初の各課から出てきた案の中にあっただけではございません。特に市長が、今回、もう何度も言っていますけれども、政策立案の明確化であったりとか政策機能の強化ということですね、そこの部署の必要性。これは通常、先ほど南川委員も言っていましたけれども、以前は鳥羽市のほうにもそういう部署があっただけで、秘書課。また、係のときにでも副参事級がみえたりとかして、そういう部署もあっただけですが、今回、改めてそういう部署を設置したいということが最初の意見の中からは出たところで、そこを検討した上で今回の改正をさせていただきました。

途中、市長公室という形の名称での案も出たところで、それが今の地域創生課なのか、単独で今回みたいに政策秘書課で上げるのかという議論の中で、分けた形にさせていただいたところでございます。

以上です。

○山本欽久副委員長 委員長。

○濱口正久委員 ありがとうございます。

そういう話も聞かされて、今回、市長がスピード感を持ってしているんですけども、優先順位の中で、今回、政策のほうで来年から動くというのはありましたけれども、この企画の計画に関してはすぐに来年動くわけではなくて、今、順次決まっていることであって、それよりも先に市民サービスのところを、優先順位としてそれをいじるとかという検討はなかったのでしょうか。

○山本欽久副委員長 総務課長。

○勢力総務課長 もちろん市民サービスのところも検討させていただいております。そこに関しては、特にもう少し議論が必要だということで、今回は見送ったところでございます。

以上です。

○山本欽久副委員長 委員長。

○濱口正久委員 市民サービスのところで混乱を生んで、税のところでも国民健康保険であったりとか、いろんなところであっちに行ったりこっちに行ったりとかということですので、そういう市民の声というのはたくさんありますので、やるならそっちのほうを優先させてほしかったなというのが一つ。

それから、質疑の中でもありましたけれども、じゃ、離職率の話ですけども、職員が今このような状況の中で、いつになったら離職率が止まるのか、いつになったらやれるのかということをも市長自らおっしゃっていたんですけども、今、その辺について対策が不透明であるというふうに僕には聞こえてしまうんですけども、その辺のところはいかがなんでしょうか。

○山本欽久副委員長 総務課長。

○勢力総務課長 離職率については、副市長からも命題ももらっていますけれども、どういった理由で離職するのかということの検討ももちろん必要であるということもさせていただいておりますし、他の市町含めて、私の考えかもわかりませんが、以前の考え方とやはり今の現状というのは皆さん認識も変わってきてい

るところがあって、先ほど出たように、そこの専門的な部署でやっていきたい、また、他の事業所へスキルアップをしたい、そういう思いで辞められる方ももちろんいます。

ただ、それ以外のところについては、また今後の検討としながらやっていくところで、今回の改正が離職率をアップする改正になるというように見込んで改正するわけではないのはご理解いただけるのかなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○山本欽久副委員長 委員長。

○濱口正久委員 離職率が上がるとか、そういう話じゃなくて、今、対策としてすごく不十分な状況で、職員さんとか課長会議でもいろんな意見が出されたというふうに内容を私はまだいただいていませんので、という話をしますと、不安に思っているような職員さんがいる状況で先に進めるというのはいかがなものかなというふうに思いましたので聞かせていただきました。市長も、納得はしていないけれども賛同はいただいたというところがあるのかなというふうに思います。

以上です、私は。

○山本欽久副委員長 総務課長。

○勢力総務課長 すみません、説明が少しだけ不備やったのか。今回のワーキングで離職率をどうするかという議論はしていないところが実際です。

ただ、委員長が言われたように、離職率を減らすことは総務課のモチベーション係等も含めて、さっき言うたように、どういう原因で辞められるのかとか、そういうところは検討しながら対処をしていきたいというふうには考えているところです。

以上です。

○山本欽久副委員長 委員長。

○濱口正久委員 ありがとうございます。

先ほど1係2係員というところを不安に思うという意見も出されたので、そういうこともあるので、私、ちょっとお聞かせいただきました。そういうことが負担にならないようにしてほしいなと思います。

○山本欽久副委員長 じゃ、進行を交代します。

(委員長交代)

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○濱口正久委員長 ないようですので、次に、議案第65号についてご質疑はございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 議案第65号という中で、少し質問させていただきます。

私も、人事院勧告については一般質問もさせていただきました。その中で、私が質問したときに、今回の人事院勧告ということで総務課長からいろいろ答弁をいただきました。

その中で、数字的にちょっと説明すると、国家公務員の給料に基づいて平均改定率は3.62%となっており、34年ぶりの高い水準の引上げ幅となったということと、あと初任給の引上げ等について勧告されたということで、このときは大卒初任給を約1万2,000円、高卒初任給を約1万1,000円引き上げることを勧

告したということで、あと諸手当のところもあったんですけども、その前段のところ、今回説明を伺った中で、説明の中にもあったように、平均改定率3.3%というところと、高卒初任給が先ほどの課長の説明で1万2,300円というところで、少しこの勧告と差異があるということで、これは人事院勧告に丸々準拠したのか、あるいは鳥羽市の独自の改定を考えてやったのかというところの説明をお願いします。

○濱口正久委員長 総務課長。

○勢力総務課長 最初の3%のところですが、国のほうの給料表とうちの給料表にちょっと一部違うところがありまして、行政職の一般という部分ですね、それと鳥羽市の場合、医療職の部分と現業職、その三つを平均するとちょっと医療職のところの率が低くて、国のほうはそれを求めずに総合職の一般で見るとそちらのほうがちょっと改正率が高いですので、その平均で変わっているところでございます。

去年も国と違うというところでご質問いただいて、そのように回答させていただいたと思うんですが、その平均を、そのまま丸々上がった部分を割り戻すと3%になる。医療職の給料表が1%以下やったかな、総合職の一般については4%ぐらいです。その平均を取って3%という回答をさせていただいた。国のほうの3.62というのは、そのとおり確保しておるところでございます。

ちょっと手当のところ、すみません、初任給のところは……。

○濱口正久委員長 宮本課長補佐。

○宮本課長補佐 総務課の宮本です。よろしくお願ひいたします。

初任給に関しましては、基本的には人事院勧告に準拠する形になりますので、本日、委員会の冒頭、課長のほうから説明していただいた改定率になっておりますので、ご理解いただければと思います。

○濱口正久委員長 南川委員。

○南川則之委員 とすると、課長が私の一般質問に答弁していただいたときに約1万1,000円という高卒の初任給であるという答弁をされたと思います。そこはどうなってるのか、ちょっと教えてください。

○濱口正久委員長 宮本課長補佐。

○宮本課長補佐 一般質問のほうでも、おっしゃるように約1万1,000円という答弁をさせていただきました。ただ、人勧の改定率でいいますと、先ほどおっしゃっていただいたように、高校初任給につきましては1万2,300円の改定となっておりますので、こちらのほうが正しい数字となっております。

○濱口正久委員長 南川委員。

○南川則之委員 正確には1万2,300円が正しいという理解でよろしいですかね。

いいですか、続けて。

○濱口正久委員長 はい、南川委員。

○南川則之委員 それと、今回の改定、国は3.62%で、課長が今説明したとおり、鳥羽市全体で3%ということで、まだまだ行政職以外のところというのはかなり低いのかなと、人事院勧告からしても。鳥羽市の正規職員はもっと給料を上げたらいいかなということで、いろいろ今まで議論はしているところなんですけれども、尾崎議員からもよく鳥羽市の職員は給料が安いでもっと上げたってくれというようないろんな質問もいただいとるということで、人事院勧告に準じては分かるんですけども、鳥羽市職員給与条例の一部改正をするときにもう少し職員の給料を上げないかなという議論がなかったのか教えてください。

○濱口正久委員長 宮本課長補佐。

○宮本課長補佐 給料に関しましては、これまでどおり人事院勧告に準拠という形になっておりますので、基本的には人事院勧告に準拠したいというふうに思っています。

先ほど南川委員が言われていた3.62%につきましては、国の調べていらっしゃる国家公務員の給料と、それから民間の給料の差を比べたものになっています。それとは別に、国の人勤で3.3%という数字も出ているかと思います。これに関しましては、一般職の給料表の平均改定率を書かれているんですけども、本市の場合、行政職給料表と医療職給料表と、あと現業職の給料表、この三つを運用しているんですけども、この三つの平均改定率が3%ということで、一般事務職、いわゆる行政職の給料表だけ見ると大体3.8%ほどの改定率となっておりますので、そのあたりは自治体によっても給料表の使い方はいろいろだと思いますので、イコールにならないというところだけご理解いただければと思います。

○濱口正久委員長 南川委員。

○南川則之委員 ということで、私が言いたいのは、行政職を含めてもう少し全体的な、いろんな部署がありますけれども、その辺も含めて給料の改定をしてほしいなというところが1点です。

それと、19ページに適用の時期というのが出ています。今回、令和7年4月1日から適用ということですが、これはどうして令和7年4月1日から適用と考えたのか教えてください。

○濱口正久委員長 宮本課長補佐。

○宮本課長補佐 これに関しても人事院勧告どおりということではありますけれども、人事院勧告のポイントでいいますと、民間との給料比較をされて、民間給料に比べて国家公務員の給料のほうが約3.62%低いという結果が出たことから、年度の初めに遡って支給をするという形になっておりますので、本市におきましても、それを準用している形となっております。

○濱口正久委員長 南川委員。

○南川則之委員 ということで、令和7年4月1日から適用ということですが、以前に、こういった重要な条例改正をするときには、ほかのところというんですか、会計年度さんの話とか、規則でうたうところというのも変更が多々あると思うんですけども、その場合は、議会に対して条例の改正の部分と規則のところも出していただくようにということは前から要望してあったと思うんですけども、今回もちょっと重要な案件ですので、そういったところも含めてしっかり議論できるような書類を規則のところも出していただけるとありがたいなと思いますので、また今後も含めてちょっとそういう検討もしてください。

以上です。

○濱口正久委員長 宮本課長補佐。

○宮本課長補佐 規則に関しましても今協議中ではありますが、まだ人事院規則が一部正式に出ているものがないので、それも踏まえまして資料のほうを整えていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

あります。これ、どうします。もうお昼回っている。

審議の途中ですけども、戸上さん、午後からでよろしいでしょうか、お昼を挟んでから。

○戸上 健委員 委員長、僕6点ありますもんで、午後から。

○濱口正久委員長 分かりました、はい。

じゃ、昼食のため暫時休憩とさせていただきます。

(午後 0時04分 休憩)

---

(午後 1時00分 再開)

○濱口正久委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第65号の質疑の途中でしたので、戸上委員。

(「委員長、僕は最後で」の声あり)

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。ないですか、議案第65号。

(発言する者なし)

○濱口正久委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 6点お聞きします。

職員の年収は、平均値で現行額、引上げ後額はどれだけでしょうか。期末勤勉手当もどれだけでしょうか。

○濱口正久委員長 宮本課長補佐。

○宮本課長補佐 一般会計のモデルになりますけれども、給料ベースになります。現行で364万9,000円となっておるものが、今回の改定後は377万8,000円となりますので、年間で12万9,000円の引上げとなります。

それから、期末勤勉手当につきましては、現行が145万2,000円、これが改定後は152万円となりますので、6万8,000円の改定ということで試算しております。

以上です。

○濱口正久委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 会計年度任用職員はそれぞれどれだけでしょうか。

○濱口正久委員長 宮本課長補佐。

○宮本課長補佐 会計年度任用職員の平均年収ですね、期末勤勉手当も合わせてでよろしいでしょうか。

○戸上 健委員 はい。

○宮本課長補佐 こちらにつきましては、現行で278万7,000円となっております。

○濱口正久委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 期末勤勉手当はどうでしょうか。

○濱口正久委員長 宮本課長補佐。

○宮本課長補佐 すみません、先ほどの278万7,000円の中に期末勤勉手当も含まれているということでご理解いただければと思います。

○濱口正久委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 3点目ですけれども、会計年度任用職員は、遡って正規職員と同じように今回の人勤を受けて引上げということにはなりませんでした。鳥羽市の場合は、新しい年度でそれを手当するということになって

おります。新年度もそういう方向だと理解してよろしいでしょうか。

○濱口正久委員長 宮本課長補佐。

○宮本課長補佐 今回の人勸を考慮させていただきながら、令和8年の4月に会計年度任用職員の給料表のほう  
は改正していきたいという方針で考えております。

○濱口正久委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 こども家庭庁の三原前担当大臣の言明で、学童保育の指導員にもこの人勸の意向を反映するよ  
うにというのが出ました。鳥羽市の場合は市の直営ではありません。民間ですので直接ではないけれども、国  
の意向を受けて、そういう行政指導をしてほしいと以前も僕は言うたんですけども、今回もそういう方向だ  
と理解してよろしいでしょうか。

○濱口正久委員長 宮本課長補佐。

○宮本課長補佐 放課後児童クラブのことをおっしゃってみえるのかなというふうに思っておりますけれども、  
戸上委員おっしゃるように、本市の場合は、直営で放課後児童クラブを運営しているわけではなくて、民間事  
業所のほうへ委託をしているというふうなご理解のとおりかと思えます。ですので、この人事院勧告の給料表  
を直接そのまま適用するものではありませんけれども、これから予算折衝の最中になっていきますけれども、  
担当課のほうでそのあたりは今後の協議となってくるのかなというふうに思っています。

○戸上 健委員 ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

4点目ですけれども……

○濱口正久委員長 戸上委員、手を挙げて。

○戸上 健委員 人勸もそうなんですけれども、地方公務員の給与改定というのは、地方公務員法の第24条で、  
ご承知のように、原則というのがうたわれております。これは三つの原則を規定しております。均衡の原則で  
は、その地域の、地域ということは鳥羽市内ということですが、民間企業との賃金を比較することにな  
っております。国のほうは、今回の改定で、これまでは従業員1,000人以上を比較の対象にするというこ  
とでしたけれども、今回から企業規模100人以上ということになりました。

鳥羽市の場合、100人以上という企業もあります。そういう企業の給与を、今回、市職員の地方公務員に  
も反映しなさいということですが、それを反映したということになっておりますでしょうか。

○濱口正久委員長 宮本課長補佐。

○宮本課長補佐 戸上委員おっしゃるように、地方公務員法の第24条で地域の民間との給与比較をすると、均  
衡を図るところが書かれているのはもちろん承知しております。

一方で、地方公務員法の同じく第24条のほうに、同じ公務員としての職務を全うする者として、国との均  
衡を地方公務員に図るというふうになっておりますので、本市の場合は地域の企業と比較をしたわけではあり  
ませんけれども、そのような第24条の規定に基づきまして、国との均衡を図るという意味合いで、今回は人  
事院勧告に準拠しているという形になっています。

○濱口正久委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 鳥羽市の100人以上の企業の賃金は、先ほど宮本さんが答弁なさったように、上げても  
377万8,000円でしょう。これよりも100万円も200万円も多いんじゃないかというふうに僕は思

います。先ほど来の議論の中でも、鳥羽市の職員の給料が安いから優秀な人材がなかなか集まらんのではないかという意見も出ておりました。やっぱり民間のそういう規模のところを調べて、職員はこんな低賃金で、比較にならない額で一生懸命働いておりますと、汗を流しておりますということになれば、僕は市民の共感を得ると、今回の人勧で給料を上げてですよ、そういうふうに思いますもので、それはぜひ調べていただきたいというふうに思います。

5点目ですけれども、ラスパイレス指数についてお尋ねします。これは南川さんが一般質問でなされたけれども、そのためになりますけれども、三重県の14市のラスパイレス指数の比較で鳥羽市はどこの順位にありますか。

○濱口正久委員長 宮本課長補佐。

○宮本課長補佐 県内のラスパイレス指数の状況を少し説明させていただきたいと思います。三重県内の平均のラスパイレス指数は、令和6年度で98.9という数値が出ておまして、本市の場合は95.9となっております。14市の中では一番低い水準というふうになっています。

○濱口正久委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 答弁のとおり、県の資料を見ると、鳥羽市のラスパイレス指数は95.9、先ほど答弁のあったとおりで、令和5年に96.1やったものが0.2%減つとるわけですわ。増やさないかんように思うわけやろ。もうそういう逆の状況が生まれております。

このラスパイレス指数というのは、もう言うまでもないことやけれども、国家公務員の給与を100として、地方公務員は幾つかということを示した指数です。間違いないわね。四日市の場合は101.6、桑名市は100.5、熊野市でも100.1、いなべ市は100.3、国家公務員より高いわけや、こういう市は。鳥羽市、熊野市、尾鷲市と類団で同じ、三つの類団です。同じ類団でも熊野は、お金がわんさかあるわけやないけれども、職員はきっちり待遇を整えて、ラスパイレス指数はこの数だということです。

鳥羽市の95.9というのは恥ずかしいわけやろう。職員もかわいそうやわね。そやもんで、このラスパイレス指数を可能な限り近づけてやってほしいと。少なくとも100%、99.9ぐらいには肩を並べるようにしてやってほしいというふうに思います。これはあなた方に言うとしてもじゃあないんで、また一般質問で市長の尻もたたくということにします。

最後、6点目ですけれども、地方公務員法の第24条では、職務給の原則として、その職務と責任に応じるものでなければならんということになります、給料は。宮本さんのところは市長肝煎りのモチベーション担当も新たになさって、あなた方の課はもう過重負担になつとるんやないかと僕は思うけれども、人員は同じでその職務を担ったわけやもんで。

それで、今回の人勧で市民の間では、公務員ばかり上がって、我々は物価高で苦しんどるのに何やという声もなきにしもあらずなんです。ですから、きっちり市民を僕ら議員が説得する上で、人勧に即して給与が上がったけれども、職員の職務はこういうふうに責任を持つように改善しとるんです、強化していくんですというのが新たにあれば、それをちょっと教えてください。

○濱口正久委員長 宮本課長補佐。

○宮本課長補佐 人事担当としての私の思いとか意見になってしまうかもわかりませんが、戸上委員おっ

しゃるように、物価高等々での声というのはすごく聞こえてくるのかなと感じておりますし、また、地域の課題というのはすごく多様化してきているんだなというところは私もすごく実感しているところです。一方、それに対応していくために我々に求められているのは、やはり行政力の向上・強化、そのあたりが一番なのかなというふうに思っています。

人事院勧告のポイントとして、今回給料は上がっておりますけれども、採用市場の競争力をしっかり上げていくというところになっておりますので、この給料がしっかり上がったというところも公務員を目指す皆さんに市からアピールもしながら、まずは市役所内の人材確保、それから人材育成、そこを最重視しながら土台を築き上げていくことがやはり行政力の強化につながっていくものと思っておりますので、また人事担当の私としては、まずは人材をしっかり確保していく、それから人員をしっかり強化していく、人材を育成していく、この3点をしっかりやっていきたいなというふうに思っています。

○濱口正久委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 了解しました。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 ないようですので、次に、議案第66号について質疑はございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 議案第66号の鳥羽市職員の通勤手当支給に関する条例の一部改正ということで、少し教えてください。

まず、今回の改正なんですけれども、それに基づいて、聞きたいのは、まず、鳥羽市の職員で自動車通勤されている人は何名いるのかということと、それから、改正によって今まで60キロ以上となつたものが100キロまで細分化されたということなんですけれども、この60キロ以上に該当する職員というのは何名おるのかどうか教えてください。

○濱口正久委員長 宮本課長補佐。

○宮本課長補佐 令和7年度、今現在の自動車通勤をされている方、通勤手当の対象になるだろうという職員数なんですけれども、該当の人数が226名となっております。60キロ以上の対象の職員につきましてはゼロ人です。今のところいないです。

以上です。

○濱口正久委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。

国の基準に基づいて改正となったということなんですけれども、担当課の説明では、遠くから自動車通勤する人はいないということです。

それと、もう一点聞きたいのは、課長の当初の説明で、この規則を改正するという中で、その中身がちょっと読み取れないのでお聞きしたいんですけれども、一般質問でもさせてもらったんですけれども、この自動車通勤の中で離島へ勤務する職員というのが、佐田浜駐車場を利用している職員が26名おるとい話を聞かせていただきました。それで、今回の改定で5,000円の上限とすることなんですけれども、佐田浜を利用す

ることによってさらに3,000円を、離島へ通勤するために年間3万6,000円を負担せないかと、こういうことが起こってきて、市長は、今後早急に検討したいという意見があったんですけども。

一つ例を挙げると、ちょうど志摩市が、今回の人事院勧告を受けて、この通勤手当を含めて駐車場料金については、現行、市の駐車場に止めていても料金を徴収していたものを、今回、そういう手当を支給するというのではなく、無償化にするというような方向であるということと、それと志摩市でも、離島がありますので、離島へ勤務しなければならないケースがあるということで、それについては、民間の土地を市が借地して、そこへ公用車なり各自家用車なりを止めていただいて、職員には、令和8年度から駐車場使用料を無償化していくんやというような前向きな市長の話があって、志摩市の職員組合も通達したということがありますので、何らかの方法を取って、やはり勤務地で負担をかけるというのは解消していかんかんと私も思うんですけども、市長は検討するという事なんですけれども、担当課としてどこまで検討されとるのかも含めて教えてください。

○濱口正久委員長 宮本課長補佐。

○宮本課長補佐 南川委員おっしゃるとおり、今、離島勤務の職員が佐田浜駐車場の8,000円を月額払っていただいて勤務をされているという状況です。今回条例を上げさせていただいたのも、4月以降、上限5,000円を駐車場手当として支給することと、規則の中ではそれをもっと細かく決めていくような形になると思いますが、このままでは3,000円を余分に支払わなければならないという職員がどうしても出てくるという形になります。

市長の答弁のほうでもありましたけれども、これの解消については、勤務先によって職員間で不公平感がどうしても出てくるところがございますので、来年度予算に向けて今精査中ということでありますので、詳細につきましては引き続き協議させていただきながら、また今後、ある程度の概要が出てきた段階で、お話しできる段階で、その際に説明をさせていただければと思っていますので、ご了承いただければと思います。

○濱口正久委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。

検討中ということですけども、やはり反対に離島へ勤務するハンデを含めて、離島勤務手当とか僻地手当とか、余分に本当は出してあげることが離島で勤務していただくことに積極的になっていただくということで、反対にそういったことを考えてあげるのがまた人事の役目かなと思いますし、やはり鳥羽の地形的な問題とか、どうしても勤務せないかん状況というのはあると思いますので、そういったところも含めて、勤務地に行きやすいとか、日々の生活の中で行かないかんということですので、そこをしっかりと議論した中でいい方向に議論づけてあげて、今回は国の人勤によって、民間がこういう手当をしとるから公務員もしなさいということで通達が来とるわけですから、そこを含めて総合的に、鳥羽市の実情に応じて検討してあげてほしいなと思いますので、ぜひいい結果が出るように判断してあげてほしいなと思います。

以上です。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 ないようですので、付託された全ての議案について説明を受けました。

続いて、採決に移る前に委員の皆さんで討議したい案件はございますか。

坂倉委員。

○坂倉広子委員 ありがとうございます。

議案第64号の件について、私は、鳥羽市分課組織条例の一部改正について委員間討議をしたいと思いますが、委員長、いかがでしょうか。

○濱口正久委員長 はい、分かりました。

それでは、鳥羽市議会基本条例第10条の規定により委員間討議を行いますので、説明員の皆さんは一時退席してください。

(説明員退席)

○濱口正久委員長 それでは、委員の皆さん、付託された議案について討議をお願いいたします。

坂倉委員。

○坂倉広子委員 ありがとうございます。

全協、そして本日の委員会で説明は受けたんですけども、私もすごい懸念事項がありまして、施行がもう来年の4月1日からというように伺いましたので、このことについてもう少し調査をさせていただきたいと思うんですね。その調査についてなんですけれども、例えば来年1月も議会が開催される予定だったでしょうか。その期間というのをちょっといただきまして中身を調査させていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○濱口正久委員長 それについていかがでしょうか、ほかに。

世古雅人委員。

○世古雅人委員 私も情報公開したんですけども、またその内容について、私、知りたかったんですよ。市長も、今日質疑の中で、経験してきた職員が多く意見を言ってくれた、それもどちらかというとこれでいいのかなというような意見やったかなというように私は受け止めたんですけども、そういう中で、やはり職員がどういった意見を言ったか、それも含めてもう少し調査というか、調べてから、我々は、職員にどういった考えがあるのかということも含めて結論を出したらどうかなというのが私の考えるところです。

以上です。

○濱口正久委員長 それについてどうでしょうか。

南川委員。

○南川則之委員 私、全協と市長の答弁を聞いて、今日も担当課からこの議案について確認させていただいて、まだまだちょっと、世古委員が言うように、情報公開していないところで、深く中身が分からんところもあるのかなとは思いますが、このプロセスというんですか、ずっとやってきたこの1年間の流れの中で、総務課長から説明を受けました。

その中で、市の重要施策については政策経営会議でしっかりもんで、いろいろ市長が提案された中でも、最終的にはそこでしっかりと意思統一をして、こういう方向で進んでいこうやということになったという結論はやっぱり重い結論やと思いますので、議員の中ではいろいろ賛否はあると思いますけれども、私はそれを了として、職員がみんな位置づけをしたということで、市長独自の判断ではないという理解ができますので、そ

れは少しそういう方向でやっていただいて、木下議員の質疑もあったと思うんですけども、今後二、三年かけてやっていく中で、やはりまた議会が物申さないかんことも出てくるかわかりませんが、そこはそこで再度話をしていくということで、今回のこの組織改編の議案については、了としていかないかなかなと思いますので、私はそう思っております。

以上です。

○濱口正久委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 市長に意向をただす機会というのは、議会として姿勢をただす機会というのは2回あったはずなんです。全協に市長自ら出てきて、私の思いを議員の皆さんに聞いていただきたい、議員の皆さんのご意見も十分に伺いたいということで市長は臨んだわけです。ですから、僕自身も、市長に聞きたいことというのは100%、もうあの場で聞きました。

それから、本会議の議案の質疑で、今日正久さんはなされたけれども、ほかの議員も市長に対して、あの全協での説明ではまだ物足らんということであれば、質疑の権限を活用してできたはずなんですよ。そういうことをやらずに、今の議論の中でもう一遍市長を呼んで問いただすということは、議会としては軽々しいというふうに僕は思うんです。

それで、そもそも組織再編、市役所の組織をどういうふうにするかというのは市長の職権なんです。市長権限であって、市長がこうしたいというものを議会に条例として提出して、その条例に齟齬がないかどうかということを検分するというのが僕らの仕事だというふうに思います。ですから、私は、市長のフットワークが軽くてどこへでも出かけて行って話を聞くと、そういう姿勢はいいけれども、事こういう議案として上がっている重きのある事例に対してまだ疑義があると、まだ総務課長の答弁では分からんと。総務課のメンバーですよ、それに対してもまだ分からんというのは、僕はいかがなものかというふうに思います。

南川さんが政策会議で決定しとるわけだからそれを了としたいというふうにおっしゃったけれども、僕もその意見に同感です。

以上です。

○濱口正久委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 僕も南川さんの意見にもう賛成させていただいていまして、やっとまちづくりが20年ぶりに行われるという前触れのやっぱり壁なのかなと。これをやらな、一度前へ進んでもうて、いかんだら足踏みしてもいいわけですから。それで、そこで職員のやっぱり重みというんですか、責任というものが全うできひんのやったら、そこは人を増やすとか替えるとか、そういう考えは持つとるもんで、今回議案として出してきたと思っています。

ほやけど、また足踏みしてこの体制で行きますということになれば、また1年遅れればどういうことが行われるかということ、やっぱりまちづくりが5年、10年遅れてしまうわけですよ。しっかりと先を見た中で物事を進めようとしとる中ですから、これは一度していただいて、その中でやっぱり職員が勘弁してくれと言うならば、それこそ私ら、戸上さんが言うたように、そこはやっぱり職員側に立って物事のいい悪いを判断するべきやと思っていますので、今回の議案に対しては、ぜひとも僕はやるべきかなと思っています。

以上です。

○濱口正久委員長 世古安秀委員。

○世古安秀委員 私も同じような意見ですけれども、これまでの議論、ワーキンググループもつくっていろいろ議論もしてきて、職員の中でもやっぱりいろいろな意見もあろうかと、賛成、反対というのはあろうかと思うんですけども、そういう下積みの中でこういう結果を出してきて、それを基に出てきた議案だというふうに思います。

そこで、一番大事なことは、やっぱり鳥羽市の政策をきちんと明確にする、そういうためにこれが必要だという市長の今日の質疑の中での答弁もありましたし、それが一番大事で、これから国へ行ったり県に行ったりするのに、鳥羽はどのような方向でやっていくんだということを明確にするということが大事で、これは我々議員がまた何かのときに国にとか県に要望に行くときでも、同じスタンスを、方針を出して要望に行くことがやっぱり大事なのかなというふうに思いますので、職員の考え方もいろいろと賛否はあるだろうけれども、私は、市長が今進めようとしていることに関しては、やっぱりやっていったほうがいいんじゃないかなというふうな考えです。

以上です。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

倉田委員。

○倉田正義委員 重なるところはあるんですが、現状、政策執行、これはもう絶対にやっていかなあかん部分、そのためにやっぱり組織改革というものはもう絶対必要だということについては認めたいと思います。

一番心配となるところは、職員のモチベーションであったり、離職率が上がってくることであったりとか、働き方改革の部分だと思うんです。これはもう別のものとして捉えて、そのための対策を並行してやっていく、これが必要かと。組織とごっちゃにすることは僕はちょっと危険かなというふうに思っています。

以上です。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

はい。

○坂倉広子委員 誤解のないように。私、賛成か反対かということではありません。もう少し時間が欲しいということをお伝えしたわけであって、賛成か反対かに分かれるということはありません。まちづくりは大変大事なことで、これは進めていくべきやと思っていますので。

しかしながら、最初に全協でも言わせていただいたように、課の課長を増やすというお話がありました。ということは、今の人員体制で本当に大丈夫なのかという懸念があるということをお伝えさせていただきました。

○濱口正久委員長 世古雅人委員。

○世古雅人委員 坂倉委員と私も同じで、私がこの組織改正に全て反対というようなことは、最初に述べたように、思っておりません。

ほんで、全協のときにも言わせてもらいましたけれども、私は、戸上委員が先ほど言われたように、組織改正は、今日自分も言いましたけれども、執行部がやりやすいように、こういうことをやりたいということで議案が上がってきていると思っていることがあるので重く受け止めます。だけど、私が意見を言わせてもらったのは、軽々に素案がされていないのかというところがあって、本当に各課の職員のどのような意見があったの

かなというところを知りたかったので、本来、もう少し時間を割いて、どんな意見が出ていたのか、そういったところをして、議案に反対ではないんですけれども、そういったところがあったので意見を言わせてもらいました。

以上です。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

議長。

○河村 孝議長 皆さんもうそろそろいろんな議論が出尽くしたところだと思うんで、私も少しお話しさせていただきたいなと思います。

まず、皆さん全員に共通されることは、もうこれ以上職員の負担増にならないかということ、本当に皆さん心配されているところだと思います。この点については、後ほど皆さんにお話ししていただきたいんですけれども、委員長報告でしっかり触れるのか、また附帯決議までつけて執行部に対して申入れをするのかというところは、委員会として決めていただいたほうがいいのではないのかなというふうに思います。

残り2点ですね。先ほど世古委員がおっしゃったように、議案上程までのプロセスが、坂倉広子委員もそうなんでしょうけれども、急にこうやって22日に入ったところで、議運でも苦言を呈する議員さんもみえました。当然イレギュラーなことで、なぜ、じゃ、このタイミングで。人事院勧告に伴う給料改定については、何とか12月22日、今日リミットで改定しておかないと、様々なところへの波及が難しいというところではあるんですけれども、この組織改正について、なぜここへ滑り込ませたかということ、いささか急ぎ過ぎではないのかということ、若干私も思わないでもないです。坂倉委員がおっしゃるように、もう少し時間をかけて、人事異動の採決ぎりぎりまで、何とかもう少し職員の意見を吸い上げられなかったのかという懸念は確かにあります。

総論ではなくて各論についても、改革の中で、地域公共交通会議は、以前、定期船課で持っていたわけですよ。で、議会の議論の中で、それでは各課横断が難しいじゃないかということで、企画に移したという経緯があったかというふうに認識しています。そんな中で、また定期船課へ戻す意味がどこにあるのかということ、もう少し私も各課、市長の意見を聞いてみたかったなというのものもあるんですけれども。

一方で、議会の指摘事項であったふるさと納税について、観光商工課のほうが親和性が高いと議会が申し入れたところを今回執行部側がのんで、そういった異動もしているというのも確かでありますので、基本的に皆さんがやるという方向になるのであれば、しっかりこういったところを、後々、職員や議会の意見をしっかり吸い上げてもらって駄目なところは修正していくと、柔軟さを持ってほしいというところはしっかり申し入れてもいいのではないのかなというふうに思います。

昼休憩にその辺も総務課長に、誰も聞かなかったので、執行部としての総意はどうやということを確認しましたら、総務課長としても、一旦これでやらせてもらうけれども、不備等々あって職員から、議会から指摘があれば、柔軟に対応させていただくということは聞いていますので、その辺も踏まえて、皆さん採決に臨んでほしいなというふうに思います。あとは委員長、副委員長の采配で、附帯決議をつけるのか、委員長報告でいくのか等々は皆さんで取りまとめていただけたらなというふうに思います。

以上です。

○濱口正久委員長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

議長から意見も出されましたけれども、附帯決議をつけたほうがよろしいんでしょうかね。その辺、いかがでしょうか。

木下委員。

○木下順一委員 委員長報告でええかなと思っていますし、今の委員間討議の中で出された意見を委員長、副委員長でまとめていただいて、双方の意見があったということはちゃんと委員長報告に入れてもうたら結構かと思えます。

○濱口正久委員長 じゃ、そのような方向でよろしいでしょうか、議長。

(「はい」の声あり)

○濱口正久委員長 では、採決に入る前に、説明員入室のため暫時休憩いたします。

(午後 1時41分 休憩)

---

(午後 1時45分 再開)

○濱口正久委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより採決を行います。

まず初めに、議案第64号、鳥羽市分課組織条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○濱口正久委員長 起立全員であります。

よって、議案第64号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第65号、鳥羽市職員給与条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○濱口正久委員長 起立全員であります。

よって、議案第65号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第66号、鳥羽市職員の通勤手当支給に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○濱口正久委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第66号については原案どおり可決することに決定しました。

以上をもちまして当委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

以上で本日の委員会を終わりたいと思いますが、当委員会における委員長報告については、ご一任をお願いいたします。

これもちまして行政常任委員会を散会いたします。

(午後 1時47分 散会)

---

委員長はこの会議録を作りここに署名する。

令和7年12月22日

行政常任委員長 濱 口 正 久